

秋田市告示第22号

介護保険法（平成9年法律第123号）第70条第1項および第115条の2第1項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条および第115条の10の規定により告示する。

令和7年2月4日

秋田市長 穂積 志

事業者の 名 称	事業所の 名 称	事業所の所在地	指定の年月日	サービスの 種 類
セレクト エールグ ループ株 式会社	訪問看護事 業所エール 秋田	秋田市高陽青柳 町3番40号 タ ウニィ高陽201 号室	令和7年2月1日	訪問看護、 介護予防訪 問看護